

# ごみの分別・リサイクル をすすめるために

分別に関するお問い合わせは  
生活環境課 環境衛生係まで



## 危険ごみシールを配布します

今回、広報と一緒に「危険ごみシール」を配布しております。  
危険ごみを出すときにはシールを貼って出されますようお願いします。

危険ごみ

危険ごみ

黄色地に黒字のシールです



## 自分のごみ残されていませんか？

一部のごみステーションで、適正な分別ができていないため収集されず、残されているゴミが見受けられます。ごみが残されてしまうと衛生上にも良くないですし、ごみステーションなどでは、ごみを入れる場所がなくなってしまう、適正な分別を行っている方の迷惑にもなります。自分のごみが残されたときは、速やかに分別してから出すようお願いします。

★以下の分別について、気をつけましょう！

- 乾電池 ⇒ 危険ごみ    ○タバコの吸殻 ⇒ 燃えないごみ(青)
- 生ごみ(紙)は指定袋へ ⇒ 燃えるごみ(赤)や燃えないごみ(青)の袋には入れない
- 生ごみ(紙)を閉じる ⇒ 「紙のガムテープ」または「紙のひも」で閉じる



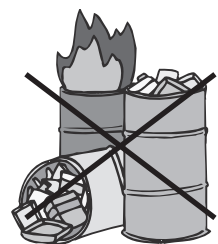
## 野外焼却は禁止されています

町には「近所でごみを燃やして迷惑しているのですが」という相談が寄せられます。  
木くず、紙くず、プラスチック、家庭ごみ等をそのまま積み上げて燃やしたり、ドラム缶や穴を掘って燃やしたりするのは法律で禁止されています。  
ごみを燃やす行為そのものが処罰の対象となり、厳しい罰則が適用されます。

### 焼却禁止違反の罰則

5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金

※またはこの懲役と罰金の両方が科せられます。



なくそう！

不法投棄は犯罪です

# 不法投棄



不法投棄のない地域づくりに向您てご協力ください！

不法投棄の禁止は法律で定められています。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条)  
不審車両を見かけたら…… 以下の内容をご連絡ください

①場所 ②時間 ③車両の種類 ④車両の色 ⑤車両のナンバー、車名 など

連絡先：生活環境課環境衛生係 TEL 56-2111 内線 245/246